

山梨県公報

号外第二十号

平成二十八年

三月三十一日

木 曜 日

目 次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第二十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「に規定する局長(以下「知事政策局長」という。)、組織規則第十二条の三第一項に規定する局長、組織規則」を、「第十二条の三第一項及び」に、「及び」を、「並びに」に改め、同条第三号中「、組織規則第十四条の二第一項に規定する室長」を削り、同条第四号中「同条第八項」を、「同条第七項」に改め、「、組織規則第十四条の二第一項に規定する室長補佐」を削り、同条第六号中「総合理工学研究機構」を、「富士山世界遺産センターにあつては組織規則第十八条第二項に規定する副所長、総合理工学研究機構」に、「組織規則第十八条第二項」を、「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第七号中「同条第四項」を、「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を、「同条第九項」に改め、同条第八号中「、組織規則第十二条の二第五項第一号に規定する政策参事(以下「政策参事」という。)(のうち知事政策局長があらかじめ指定する職員」及び「同項第二号に規定する政策主幹(以下「政策主幹」という。)(のうち知事政策局長があらかじめ指定する職員」を削る。

第五条第二項中「中北保健福祉事務所長、中北保健所長、中北建設事務所長及び富士・東部建設事務所長」を、「中北保健福祉事務所、中北保健所、中北建設事務所及び富士・東部建設事務所の所長」に、「第七項」を、「第五項」に、「知事政策局長」を、「総務

部の部長」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「知事政策局長」を「総務部の部長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第六条第三項を削り、同条第四項中「第十二条の六第二項」を「第十二条の五第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七条第三項ただし書を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第七条の二の見出し中「次長等」を「次長」に改め、同条ただし書を削る。

第十条第一項中「第十八条第五項に規定する副所長、同条第九項に規定する副所長、同条第十二項」を「第十八条第六項及び第十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

別表第一の二の部1の項中「、防災危機管理監」を削り、同部2の項中「技監等」を「部の技監等」に改め、「、政策参事」を削り、「第十二条の三第五項に規定する主幹」を「第十二条の二第五項に規定する技監、主幹」に、「リニア交通局主幹等」という。)(を「リニア交通局技監等」という。)(、組織規則第十二条の三第五項に規定する主幹、副主幹、主査及び副主査(以下「防災局主幹等」という。)(に改め、同部3の項中「、同条第五項の室」及び「並びに組織規則第十二条の二第五項に規定する政策主幹、政策補佐、副主幹、主査及び副主査(以下「政策主幹等」という。)(を削り、同表三の部1の項中「、防災危機管理監」を削り、同部2の項中「技監等、政策参事」を「部の技監等」に、「リニア交通局主幹等」を「リニア交通局技監等、防災局主幹等」に改め、同部3

の項中「並びに政策主幹等」を削り、同表四の部1の項中「、防災危機管理監」を削り、「技監等、政策参事」を「部の技監等」に、「リニア交通局主幹等」を「リニア交通局技監等、防災局主幹等」に改め、同部3の項中「並びに政策主幹等」を削り、同表八の部1の項中「、防災危機管理監」を削り、「技監等、政策参事」を「部の技監等」に、「リニア交通局主幹等」を「リニア交通局技監等、防災局主幹等」に改め、同部3の項中「並びに政策主幹等」を削り、同表五の部1の項中「、防災危機管理監」を削り、同部2の項中「技監等、政策参事」を「部の技監等」に、「リニア交通局主幹等」を「リニア交通局技監等、防災局主幹等」に改め、同部3の項中「並びに政策主幹等」を削り、同表八の部1の項中「、防災危機管理監」を削り、「技監等、政策参事」を「部の技監等」に、「リニア交通局主幹等」を「リニア交通局技監等、防災局主幹等」に改め、同部2の項中「及び政策主幹等」を削り、同表二

十八の部2の項中「(収入の通知及び支出の命令に限る。)(を削る。

別表第二の十の表治水課の部六の款21の項中「又は河川」を「河川」に改め、「施設」の下に「集水面積が」を、「のものに限る。)(の下に「その他仮設のもの及び設置期間が一年に満たない申請に係る工作物に係るもの」を、「係るものに限る。)(の下に「及び変更に係る許可」を加え、同款24の項中「施設」の下に「集水面積が」

を、「係るものに限る。)(の下に「及び変更に係る許可」を加え、同款36の項中

を に改める。

別表第二の十の表建築物住宅課の部十の款3の項中「興業場等」を「興行場等」に改め、同部に次のように加え、同表を別表第二の十二の表とする。

<p>二十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十二号）</p> <p>1 第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（申請に係る建築物の延べ面積（建築物の増築、改築、修繕又は模様替の場合にあつては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計）が二平方メートル以上である場合に限る。）</p>	<p>2 第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（1の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>3 第三十一条第二項において準用する第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（1の項に掲げるものに係るものに限る。）</p>	<p>4 第三十一条第二項において準用する第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>5 第三十二条の規定による認定建築主に對する報告の徴収（1の項及び3の項に掲げるものに係るものに限る。）</p>	<p>6 第三十二条の規定による認定建築主に</p>	建設事務
---	--	--	---	---	----------------------------	------

<p>對する報告の徴収（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>7 第三十三条の規定による認定建築主に對する改善命令（1の項及び3の項に掲げるものに係るものに限る。）</p>	<p>8 第三十三条の規定による認定建築主に對する改善命令（7の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>9 第三十四条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し（7の項に掲げるものに係るものに限る。）</p>	<p>10 第三十四条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し（9の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>11 第三十六条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能基準の適合の認定（申請に係る建築物の延べ面積が二平方メートル以上である場合に限る。）</p>	<p>12 第三十六条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能基準の適合の認定（11の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>13 第三十七条の規定による建築物エネルギー消費性能基準の適合の認定の取消し（11の項に掲げるものに係るものに限る。）</p>	<p>14 第三十七条の規定による建築物エネルギー</p>	建設事務
--------------------------------	--	--	---	---	--	--	--	-------------------------------	------

<p>15 第三十八条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準の適合の認定を受けた者に対する報告の徴収及び基準適合認定建築物等に係る立入検査（11の項に掲げるものに係るものに限る。）</p>		<p>16 第三十八条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準の適合の認定を受けた者に対する報告の徴収及び基準適合認定建築物等に係る立入検査（15の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>所長 建設事務 所長</p>
--	--	---	---------------------------

別表第二の九の表農政総務課の部一の款を削り、同部二の款3の項中、「第十一条の四第一項ただし書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改め、同款4の項中、「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改め、同款5の項中、「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同款6の項中、「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改め、同款7の項中、「第十一条の十五第一項ただし書」を「第十一条の三十四第一項ただし書」に改め、同款8の項中、「第十一条の十五第二項ただし書」を「第十一条の三十四第二項ただし書」に改め、同款9の項中、「第十一条の二十一第二項」を「第十一条の四十第三項」に改め、同款10の項中、「第十一条の二十二」を「第十一条の四十一」に改め、同款11の項中、「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第二項」に改め、同款12の項中、「第十一条の二十三第三項」を「第十一条の四十二第三項」に改め、「及び廃止」を削り、同款13の項中、「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同款14の項中、「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同款15の項中、「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第三項」に改め、「及び廃止」を削り、同款16の項中、「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、同款17の項中、「第十一条の三十二第三項」を「第十一条の五十一第三項」に改め、「及び廃止」を削り、同款18の項中、「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に改め、同款19の項中、「第十一条の三十四」を「第十一条の五十三」に改め、同款20の項中、「第十一条の三十九第一項」を「第十一条の五十八第一項」に改め、同款21の項中、「第十一条の三十九第二項」を「第十一条の

五十八第二項」に改め、同款22の項中、「第十一条の三十九第三項」を「第十一条の五十八第三項」に改め、同款23の項中、「第十一条の三十九第四項」を「第十一条の五十八第四項」に改め、同款24の項中、「第十一条の四十二第一項」を「第十一条の六十一第一項」に改め、同款25の項中、「第十一条の四十六第二項ただし書」を「第十一条の六十五第二項ただし書」に改め、同款中50の項を削り、49の項を52の項とし、48の項を削り、47の項を51の項とし、36の項から46の項までを四項ずつ繰り下げ、35の項を削り、同款34の項中、「第七十二条の十八の九第四項」を「第七十二条の四十三第四項」に改め、同項を同款36の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>37 第八十四条第一項の規定による農業協同組合の消費生活協同組合への組織変更の認可</p>		
<p>38 第八十九条第一項の規定による組合の医療法人への組織変更の認可</p>		
<p>39 第九十条第一項の規定による組織変更後医療法人が医療法第四十二条の二第一項各号に掲げる要件に該当する旨の認定</p>		

別表第二の九の表農政総務課の部二の款33の項中、「第七十二条の十八の九第三項」を「第七十二条の四十三第三項」に改め、同項を同款35の項とし、同款中32の項を34の項とし、31の項の次に次のように加える。

<p>32 第六十四条の二第一項の規定による休眠組合に対する公告</p>		
<p>33 第七十条の三第三項の規定による出資組合の新設分割の認可</p>		

別表第二の九の表農政総務課の部中二の款を一の款とし、三の款を二の款とし、四の款を三の款とし、五の款を次のように改める。

<p>五 農業委員会等に関する</p>	<p>1 第四十四条第一項の規定による業務規程の認可等</p>	
---------------------	---------------------------------	--

る法律（昭和二十六年法律第八十八号）の施行に関する事務	2 第四十四条第二項の規定による業務規程の変更の命令				
	3 第四十五条第一項の規定による事業計画書等の認可等				
	4 第四十六条第一項の規定による業務の休止及び廃止の許可				
	5 第四十八条第一項の規定による機構に対する報告の徴収及び立入検査				
	6 第四十九条の規定による機構に対する監督命令				

別表第二の九の表農政総務課の部中五の款を四の款とし、六の款を五の款とし、同部七の款中「第三条の五第五項ただし書」を「第三十二条第五項ただし書」に改め、同部を同部六の款とし、同部八の款を同部七の款とし、同部九の款中二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同部に一の項として次のように加える。

1 第七十六条の二第一項第三号イの規定による理事の数の承認				
-------------------------------	--	--	--	--

別表第二の九の表農政総務課の部九の款を同部八の款とする。
別表第二の九の表農村振興課の部一の款二の項中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同部三の項を削り、同部四の項中「第四条第五項」を「第四条第八項」に、「五の項」を「四の項」に改め、同項を同部三の項とし、同部五の項中「第四条第五項」を「第四条第八項」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項を同部四の項とし、同部六の項中「七の項」を「六の項」に改め、同項を同部五の項とし、同部七の項中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項を同部六の項とし、同部八の項中「九の項」を「八の項」に改め、同項を同部七の項とし、同部九の項中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項を同部八の項とし、同部十の項を同部九の項とし、同部十一の項中「十の項」を「九の項」に改め、同項を同部十の項とし、同部十二の項

中「農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項を同部十一の項とし、同部十三の項を同部十二の項とし、同部十四の項中「十三の項」を「十二の項」に改め、同項を同部十三の項とし、同部十五の項を同部十四の項とし、同部十六の項中「農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項を同部十五の項とし、同部十七の項を同部十六の項とし、同部十八の項から同部二十の項までを一項ずつ繰り上げ、同部中五の款を削り、六の款を五の款とし、七の款を削る。
別表第二の九の表果樹食品流通課の部中「果樹食品流通課」を「果樹・六次産業振興課」に改める。
別表第二の九の表畜産課の部十六の款中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げる。
別表第二の九の表花き農水産課の部中十二の款を十三の款とし、四の款から十一の款までを一項ずつ繰り下げ、三の款の次に次のように加える。

四 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関する事務	1 第十六条の規定による表示の除去等			
	2 第十七条第一項の規定による登録検査機関の登録			
	3 第十八条第一項の規定による登録の更新			
	4 第十九条第一項の規定による変更登録			
	5 第二十一条第二項の規定による業務規程の変更の命令			
	6 第二十二条の規定による必要な措置の命令			
	7 第二十三条の規定による登録検査機関に対する改善命令			
	8 第二十四条第一項の規定による登録の取消し			

9	第二十四条第二項の規定による登録の取消し等				
10	第二十四条第三項の規定による登録の取消し				
11	第三十条第一項の規定による生産者等に対する報告の徴収				
12	第三十条第二項の規定による登録検査機関に対する報告の徴収				
13	第三十一条第一項の規定による生産者等に係る立入調査				
14	第三十一条第二項の規定による登録検査機関に係る立入調査				

別表第二の九の表農業技術課の部中十三の款を十六の款とし、十二の款を十三の款とし、同款の次に次のように加える。

14	有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）の施行に関する事務	1	第七条第一項の規定による推進計画の策定及び変更				
		2	第七条第二項の規定による推進計画の公表				
15	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止	1	第四条第五項の規定による許可権限委譲事項についての同意				
		2	第十条の二の規定による被害防止施策				

止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の施行に関する事務	の実施等に係る報告の要求等				
---	---------------	--	--	--	--

別表第二の九の表農業技術課の部十一の款4の項及び5の項を次のように改める。

4	第四条第三項の規定による導入計画の認定				
5	第五条第一項の規定による変更導入計画の認定				

別表第二の九の表農業技術課の部十一の款7の項を次のように改める。

7	第九条の規定による認定導入計画の報告徴収				
---	----------------------	--	--	--	--

別表第二の九の表農業技術課の部十一の款を同部十二の款とし、同部十の款中「農業経営基盤強化促進法」の下に「（昭和五十五年法律第六十五号）」を加え、同款に次のように加える。

6	第八条第一項の規定による事業規程の承認				
7	第九条第一項の規定による事業規程の変更及び廃止の承認				
8	第十条第一項の規定による事業規程の承認の取消し				

別表第二の九の表農業技術課の部中十の款を十一の款とし、七の款から九の款までを一かずつ繰り下げ、同部六の款中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改め、同款を同部七の款とし、同部中五の款を六の款とし、二の款から四の款までを一かずつ繰り下げ、一の款の次に次のように加える。

<p>二 農業改良 助長法（昭 和二十三年 法律第百六 十五号）の 施行に關す る事務</p>	<p>第七条第八項の規定による実施方針の策 定及び変更</p>			
---	-------------------------------------	--	--	--

別表第二の九の表農業技術課の部に次のように加え、同表を別表第二の十一の表とする。

<p>十七 農地中 間管理事業 の推進に關 する法律（ 平成二十五 年法律第百 一号）の施 行に關する 事務</p>	<p>1 第三条第一項の規定による基本方針の 策定</p>			
	<p>2 第三条第四項の規定による基本方針の 変更</p>			
	<p>3 第三条第五項の規定による基本方針の 公表</p>			
	<p>4 第六条第三項の規定による農地中間管 理事業評価委員会の委員の任命の認可</p>			
	<p>5 第八条第一項の規定による農地中間管 理事業規程の認可</p>			
	<p>6 第八条第五項の規定による農地中間管 理事業規程の変更の命令</p>			
	<p>7 第九条第一項の規定による事業計画及 び収支予算の認可</p>			
<p>8 第十三条（農業経営基盤強化促進法第</p>				

<p>十一 条において適用することとされる場 合を含む。）の規定による農地中間管理 機構に対する監督命令</p>				
<p>9 第十八条第一項の規定による農用地利 用配分計画の認可</p>				
<p>10 第二十条の規定による農地中間管理権 の設定又は移転に係る契約等の解除の承 認</p>				
<p>11 第二十一条第二項の規定による農用地 等に係る賃貸借又は使用貸借の解除の承 認</p>				
<p>12 第二十二条第二項（農業経営基盤強化 促進法第十一条において適用することと される場合を含む。）の規定による業務 委託の承認</p>				
<p>13 第三十条第一項（農業経営基盤強化促 進法第十一条において適用することとさ れる場合を含む。）の規定による報告の 徴収及び立入検査</p>				
<p>14 第三十条第二項の規定による報告の徴 収及び立入検査</p>				

別表第二の八の表観光企画・ブランド推進課の部中「観光企画・ブランド推進課」を「観光企画課」に改める。
別表第二の八の表観光資源課の部中一の款を削り、二の款を一の款とし、三の款から五の款までを一かずつ繰り上げる。
別表第二の八の表国際交流課の部中「国際交流課」を「国際観光交流課」に改め、同部中四の款を五の款とし、三の款の次に次のように加え、同表を別表第二の十の表とする。

四 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の施行に関する事務

1 第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の規定による地域限定特例通訳案内士の登録					
2 第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の規定による地域限定特例通訳案内士の登録の拒否					
3 第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十二條の規定による地域限定特例通訳案内士登録証の交付					
4 第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三條第二項の規定による地域限定特例通訳案内士登録証の訂正					
5 第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四條の規定による地域限定特例通訳案内士登録証の再交付					
6 第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第一号及び第二号の規定による地域限定特例通訳案内士の登録の抹消					
7 第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第三号及び第四号の規定による地域限定特例通訳案内士の登録の抹消					

8 第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十六条の規定による地域限定特例通訳案内士の登録の抹消

9 第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の禁止等の処分

10 第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による地域限定特例通訳案内士に対する報告の徴収

11 第十九条の二第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第三項の規定による地域限定特例通訳案内士の団体に対する報告の徴収等

別表第二の七の表成長産業創造課の部中「成長産業創造課」を「新事業・経営革新支援課」に改め、同部一の款中17の項を18の項とし、1の項から16の項までを一項ずつ繰り下げ、同款に1の項として次のように加える。

1 第八条の規定による特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得したことについての確認

別表第二の七の表産業集積課の部中「産業集積課」を「企業立地・支援課」に改める。別表第二の七の表産業人材課の部中「産業人材課」を「産業人材育成課」に改め、同表を別表第二の九の表とする。

別表第二の六の表を別表第二の八の表とする。

別表第二の五の表環境整備課の部一の款18の項中「同条第九項」の下に「及び第九条の三の三第三項」を加え、「市町村設置一般廃棄物処理施設」を「一般廃棄物処理施設」

に改め、同款19の項中「第九条の第三十項」の下に、「(第九条の三の第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「市町村設置一般廃棄物処理施設」を、「一般廃棄物処理施設」に改め、同表を別表第二の七の表とする。
 別表第二の四の表福祉保健総務課の部三の款中「長寿社会課」を「健康長寿推進課」に改める。

別表第二の四の表長寿社会課の部中「長寿社会課」を「健康長寿推進課」に改める。
 別表第二の四の表子育て支援課の部一の款中23の項を24の項とし、2の項から22の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2	第十八条の六第一号の規定による指定保育士養成施設の指定				
---	-----------------------------	--	--	--	--

別表第二の四の表子育て支援課の部二の款中4の項を6の項とし、3の項の次に次のように加える。

4	第五条第三項の規定による変更の承認				
5	第五条第六項の規定による指定保育士養成施設の指定の取消し				

別表第二の四の表障害福祉課の部中十四の款及び十五の款を削り、十六の款を十四の款とし、十七の款から二十二の款までを二款ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

二十一	山梨県 立富士・東部 リハビリテー ション診療所 設置及び管理 条例(平成二 十六年山梨県 条例第七十九 号)の施行に 関する事務	1 第五条第二項の規定による開院日の 変更	あけぼの 医療福祉 センター 所長		
		2 第七条の規定による料金及び手数料 の減免	あけぼの 医療福祉 センター 所長		

二十二	山梨県 障害者幸住条 例(平成二十 七年山梨県条 例第五十号) の施行に關す る事務	1 第二十六条第一項の規定による届出 に係る勧告			
		2 第二十六条第二項の規定による措置 に係る勧告			
		3 第二十七条の規定による公表			

二十三	山梨県 障害者幸住条 例施行規則) 平成二十八年 山梨県規則第 九号)の施行 に關する事務	別表第二備考二の規定による特定施設 整備基準に係る特例適用の承認			
-----	---	-------------------------------------	--	--	--

別表第二の四の表衛生薬務課の部中六十の款を六十一の款とし、五十九の款を六十の款とし、五十八の款を五十九の款とし、五十七の款を次のように改める。

五十七	健康増 進法(平成十 四年法律第百 三三)の施行 に關する事務	1 第二十七条第一項(第二十九条第二 項及び第三十二条第三項において準用 する場合を含む。)の規定による立入 検査及び収去			保健所長
		2 第三十二条第一項の規定による誇大 表示をした者に対する勧告			
		3 第三十二条第二項の規定による勧告 に係る措置の命令			

別表第二の四の表衛生薬務課の部中五十七の款を五十八の款とし、十七の款から五十
六の款までを一項ずつ繰り下げ、同部十六の款中14の項を15の項とし、4の項から13の
項までを一項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

--	--	--	--	--	--

4 第二十四条第十二項の規定による麻薬の譲渡の許可

別表第二の四の表衛生薬務課の部十六の款の次に次のように加える。

十七 麻薬及び 向精神薬取締 法施行規則（ 昭和二十八年 厚生省令第十 四号）の施行 に関する事務	1 第九条の二第九項の規定による麻薬 小売業者間譲渡許可書の書換え交付		
	2 第九条の二第十項の規定による麻薬 小売業者間譲渡許可書の再交付		

別表第二の四の表健康増進課の部十六の款中73の項を91の項とし、72の項を90の項とし、同款71の項中「第二十七条」を「第二十六条の三第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項、第二十七条」に改め、同項を同款89の項とし、同款中70の項を88の項とし、61の項から69の項までを十八項ずつ繰り下げ、60の項を75の項とし、同項の次に次のように加える。

76 第四十四条の七第一項の規定による検体の提出等の勸告			保健所長
77 第四十四条の七第三項の規定による検体の採取の措置			保健所長
78 第四十四条の七第八項の規定による都道府県知事及び 厚生労働大臣に対する協力の要請			

別表第二の四の表健康増進課の部十六の款中59の項を74の項とし、51の項から58の項までを十五項ずつ繰り下げ、同款50の項中「感染症指定医療機関」を「第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関」に改め、同項を同款64の項とし、同項の次に次のように加える。

65 第三十八条第九項の規定による結核指定医療機関の指 定の取消し			
--------------------------------------	--	--	--

別表第二の四の表健康増進課の部十六の款49の項中「感染症指定医療機関」を「第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関」に改め、同項を同款62の項とし、同項の次に次のように加える。

63 第三十八条第二項の規定による結核指定医療機関の指 定			
----------------------------------	--	--	--

別表第二の四の表健康増進課の部十六の款中48の項を61の項とし、45の項から47の項までを十三項ずつ繰り下げ、44の項を削り、43の項を57の項とし、30の項から42の項までを十四項ずつ繰り下げ、29の項を37の項とし、同項の次に次のように加える。

38 第二十六条の三第一項の規定による検体等の提出の命 令			保健所長
39 第二十六条の三第三項の規定による検体等の収去			保健所長
40 第二十六条の三第八項（第五十条第二項において準用 する場合を含む。）の規定による都道府県知事及び厚生 労働大臣に対する協力の要請			
41 第二十六条の四第一項の規定による検体の提出等の命 令			保健所長
42 第二十六条の四第三項の規定による検体の採取の措置			保健所長
43 第二十六条の四第八項（第五十条第三項において準用 する場合を含む。）の規定による都道府県知事及び厚生 労働大臣に対する協力の要請			

別表第二の四の表健康増進課の部十六の款中28の項を36の項とし、16の項から27の項までを八項ずつ繰り下げ、同款15の項中「第十八条第二項」を「第十八条第一項」に改め、「就業制限」の下に「に係る通知」を加え、同項を同款23の項とし、同款中14の項を22の項とし、13の項を21の項とし、同款12の項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「公表」の下に「（16の項に掲げるものを除く。）」を加え、同項を同款15の項と

し、同項の次に次のように加える。

16	第十六条第一項の規定による感染症の予防のための情報（感染症の発生の状況及び動向に係るものに限る。）の公表			衛生環境 研究所長
17	第十六条の二の規定による感染症の発生の予防等に必要な措置の決定及び医師等に対する協力の要請			
18	第十六条の三第一項の規定による検体の提出等の勧告			保健所長
19	第十六条の三第三項の規定による検体の採取の措置			保健所長
20	第十六条の三第十項の規定による都道府県知事及び厚生労働大臣に対する協力の要請			

別表第二の四の表健康増進課の部十六の款中11の項を14の項とし、10の項を13の項とし、9の項を12の項とし、同款8の項中「第十五条第六項」を「第十五条第十項」に、
 「
 ）」を
 「
 ）」に改め、同項を同款11の項とし、同款7の項を同款9の項とし、同項の次に次のように加える。

10	第十五条第三項の規定による検体等の提出等の要求			保健所長
----	-------------------------	--	--	------

別表第二の四の表健康増進課の部十六の款6の項中

--	--	--	--	--

に改め、同項の次に次のように加える。

--	--	--	--

7	第十四条の二第一項の規定による指定提出機関の指定			
---	--------------------------	--	--	--

8 第十四条の二第七項の規定による指定提出機関の指定の取消し

別表第二の四の表健康増進課の部中二十二の款を二十三の款とし、二十一の款を二十二の款とし、二十の款の次に次のように加え、同表を別表第二の六の表とする。

二十一	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の施行に関する事務	第六条第二項の規定による届出対象情報（届出を行う診療所の指定）
-----	--	---------------------------------

別表第二の三の表職員厚生課の部四の款16の項中「第五十三條第四項」を「第五十三條の二第四項」に改める。

別表第二の三の表管財課の部中「管財課」を「財産管理課」に改める。
 別表第二の三の表私学文書課の部中「私学文書課」を「行政経営管理課」に改め、同部中一の款から三の款までを削り、四の款を一の款とし、五の款及び六の款を削り、七の款を二の款とし、八の款を削り、九の款を三の款とし、十の款から十二の款までを削る。

別表第二の三の表市町村課の部一の款中5の項から11の項までを削り、12の項を5の項とし、13の項から15の項までを七項ずつ繰り上げ、16の項及び17の項を削り、18の項を9の項とし、19の項から28の項までを九項ずつ繰り上げ、同部十二の款2の項から16の項までを削り、同款17の項中「第三十條の三十七第二項」を「第三十條の三十二第二項」に改め、同項を同款2の項とし、同款18の項を削り、同款19の項中「第三十條の四十三第四項」を「第三十條の三十八第四項」に改め、同項を同款3の項とし、同款20の項中「第三十條の四十三第五項」を「第三十條の三十八第五項」に改め、同項を同款4の項とし、同項の次に次のように加える。

5 第三十條の三十九第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

6 第三十條の四十第一項の規定による審議会への諮問

--	--	--

別表第二の三の表市町村課の部十二の款中21の項を7の項とし、22の項を8の項とし、23の項を9の項とし、24の項を削り、25の項を10の項とする。

別表第二の三の表中防災危機管理課の部を削り、同表に次のように加える。

情報政策課	一 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の施行に関する事務	1 第四百四十五条第二項の規定による道路管理者等に対する協力の要請（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものに限る。）	2 第四百四十五条第四項の規定による小規模施設特定有線一般放送事業者に対する報告の徴収及び立入検査	3 第七百七十四条の規定による小規模施設特定有線一般放送事業者に対する放送の業務の停止命令	4 第七百七十五条の規定による小規模施設特定有線一般放送事業者に対する資料の提出の要求	二 山梨県行政手続等における情報の技術の利用に関する条 例（平成十六年山梨県条例第四十五	第八条の規定による技術の利用に関する状況の公表

号)の施行に関する事務	三 山梨県行政手続等における情報の技術の利用に関する規則（平成十六年山梨県規則第五十六号）の施行に関する事務	第三条第一項の規定によるファイルを備える電子計算機の指定

別表第二の三の表を別表第二の四の表とし、同表の次に次の一表を加える。

五 防災局	組織名	事務の種類	事項	1 第二条の規定による救助を必要とする者に対する救助の決定	部 長	本庁	専決区分	備考
					課 長			
					所 長	出 先 機 関		

		管理課	
		和二十二 年法律第 百十八号 (の施行 に関する 事務	
11	第十六条の規定による日本赤十字	2	第二条の規定による救助を必要とする者に対する救助の実施
		3	第七条第一項の規定による救助に関する業務の従事命令
		4	第七条第二項の規定による救助に関する業務の要求
		5	第八条の規定による救助に関する業務の協力命令
		6	第九条第一項の規定による施設の管理、土地等の使用、物資の保管命令及び物資の収用
		7	第十条第一項の規定による施設等に対する立入検査
		8	第十条第二項の規定による物資を保管させた者に対する報告の徴収及び立入検査
		9	第十一条の規定による電気通信設備の優先的な利用及び有線電気通信設備等の使用
		10	第十三条第一項の規定による救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする決定

消防 保安 課		社への委託	
一 消防法 (昭和二十三年法律第八十六号) の施行に 関する事 務		二 山梨県 立防災安 全センタ ー設置及 び管理条 例(昭和 五十七年 山梨県条 例第三号 (の施行 に関する 事務	
3	第十一条第五項の規定による設置及び変更の完成検査	1	第七条第二項の規定による休館日の変更の承認
2	第十一条第三項の規定による総務大臣への意見の具申	2	第八条の規定による開館時間の変更の承認
1	第十一条第一項の規定による危険物施設の設置及び変更の許可	3	第十一条の規定による資料の展示の承認
		12	第二十条第一項の規定による都道府県に対する求償
		13	第二十条第二項の規定による国に対する要請
		14	第二十九条の規定による救助を必要とする者の現在地の市町村に救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることの決定

4	第十一条第五項の規定による仮使用の承認			
5	第十一条第七項（第十一条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による通報			
6	第十一条の五第一項の規定による貯蔵及び取扱いに関する命令			
7	第十二条第二項の規定による基準適合命令			
8	第十二条の二第一項の規定による許可の取消し及び使用停止命令			
9	第十二条の二第二項の規定による使用停止命令			
10	第十二条の三第一項の規定による緊急時の一時使用停止命令及び使用制限			
11	第十二条の四第二項の規定による調査の実施			
12	第十三条の二第三項の規定による危険物取扱者免状の交付			
13	第十三条の二第四項（第十七条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による免状の不交付			

14	第十三条の二第五項（第十七条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による免状の返納命令			
15	第十三条の三第三項の規定による危険物取扱者試験の実施			
16	第十三条の四第一項の規定による危険物取扱者試験委員の設置			
17	第十三条の五第一項の規定による危険物取扱者試験の指定試験機関への委任			
18	第十三条の八第一項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示			
19	第十三条の八第三項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示			
20	第十三条の十二第二項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関に対する意見の申述			
21	第十三条の十三第二項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関に対する意見の申述			
22	第十三条の十五第二項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関に対する意見の申述			

<p>含む。()の規定による指定試験機関に対する指示</p>	<p>23 第十三条の十六第二項(第十七条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関に対する報告の徴収及び立入検査</p>	<p>24 第十三条の十七第三項(第十七条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定による総務大臣への意見の具申</p>	<p>25 第十三条の十九第二項(第十七条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示</p>	<p>26 第十三条の二十第一項(第十七条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定による試験事務の代行</p>	<p>27 第十三条の二十第三項(第十七条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示</p>	<p>28 第十三条の二十三の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施</p>	<p>29 第十三条の二十四第一項の規定による危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令</p>
---------------------------------	--	--	---	--	---	--	--

<p>30 第十四条の二第一項の規定による予防規程の認可</p>	<p>31 第十四条の二第三項の規定による予防規程の変更命令</p>	<p>32 第十四条の三第一項の規定による保安検査</p>	<p>33 第十六条の三第三項の規定による事故時の応急措置命令</p>	<p>34 第十六条の五第一項の規定による質問及び検査等</p>	<p>35 第十六条の六第一項の規定による災害防止のための措置命令</p>	<p>36 第十六条の八の規定による総務大臣の権限に属する事務の処理</p>	<p>37 第十七条の七第一項の規定による消防設備士免状の交付</p>	<p>38 第十七条の八第三項の規定による消防設備士試験の実施</p>	<p>39 第十七条の九第一項の規定による消防設備士試験の指定試験機関への委任</p>	<p>40 第十七条の十の規定による消防用設備等の工事及び整備に関する講習の実施</p>
----------------------------------	------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------------------	---	--

二 火薬類
取締法（
昭和二十
五年法律
第四百十
九号）の
施行に関
する事務

1	第三条の規定による製造の許可								
2	第五条の規定による販売営業の許可								
3	第八条の規定による許可の取消し								
4	第九条第三項の規定による適合命令								
5	第十条第一項の規定による変更の許可								
6	第十一条第一項の規定による火薬庫外貯蔵場所の指示								
7	第十一条第三項の規定による命令								
8	第十二条第一項の規定による火薬庫の設置、移転及び変更の許可								
9	第十三条の規定によるやむを得ない場合の許可								
10	第十四条第二項の規定による基準適合命令								
11	第十五条第一項の規定による製造施設の設置並びに火薬庫の設置及び移転の場合の完成検査								
12	第十五条第一項ただし書の規定による指定完成検査機関の指定								

13	第十五条第二項の規定による製造施設の位置、構造及び設備の変更並びに火薬庫の構造及び設備の変更の場合の完成検査								
14	第十七条第一項の規定による譲渡及び譲受の許可								
15	第十七条第三項の規定による許可の取消し								
16	第十七条第七項の規定による許可証の書換え								
17	第十七条第八項の規定による許可証の再交付								
18	第二十五条第一項の規定による消費の許可								
19	第二十五条第三項の規定による消費の許可の取消し								
20	第二十七条第一項の規定による廃棄の許可								
21	第二十八条第一項の規定による危害予防規程に係る認可及び変更の認可								
22	第二十八条第四項の規定による危害予防規程の変更命令								

23	第二十九条第一項の規定による保安教育計画に係る認可及び変更の認可								
24	第二十九条第四項の規定による保安教育計画を定める者としての指定								
25	第二十九条第五項の規定による指定を受けた者の保安教育計画に係る認可及び変更の認可								
26	第三十一条第三項の規定による試験の実施								
27	第三十一条第三項の規定による免状の交付								
28	第三十一条第四項の規定による免状の不交付								
29	第三十一条第五項の規定による免状の返納命令								
30	第三十一条第七項の規定による免状の書換え及び再交付								
31	第三十一条の二第一項の規定による免状の交付事務の委託								
32	第三十一条の三第一項の規定による試験事務の委任								
33	第三十四条第一項の規定による製造保安責任者等の解任命令								

34	第三十四条第二項の規定による取扱保安責任者等の解任命令								
35	第三十五条第一項の規定による保安検査								
36	第三十五条第一項ただし書の規定による指定保安検査機関の指定								
37	第三十五条の二第四項の規定による定期自主検査の立合い								
38	第三十六条第二項の規定による安定度試験の実施命令								
39	第四十二条の規定による報告の徴収								
40	第四十三条第一項の規定による立入検査								
41	第四十四条の規定による許可の取消し及び停止命令								
42	第四十五条の規定による緊急措置								
43	第四十五条の十五第三項の規定による試験事務の適正な実施のための指示								
44	第四十五条の十七第一項の規定による試験事務の実施								

45	第四十五条の二十第二項の規定による報告の徴収			
46	第四十五条の二十一第二項の規定による指定試験機関への立入検査			
47	第四十五条の二十九第一項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程に係る認可及び変更の認可			
48	第四十五条の二十九第三項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更命令			
49	第四十五条の三十一（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による解任命令			
50	第四十五条の三十三（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合命令			
51	第四十五条の三十四（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し及び停止命令			
52	第四十五条の三十六（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収			

		三 高圧力 入保安法 (昭和二 十六年法 律第二百 四号)の 施行に関 する事務		
53	第四十五条の三十七第一項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査			
54	第四十六条第二項の規定による報告の徴収			
55	第四十七条の規定による指示			
56	第五十二条の二第一項第一号、第五号、第七号及び第八号の規定による公示			
57	第五十二条の二第二項の規定による公示			
1	第五条第一項の規定による製造の許可			
2	第九条の規定による製造の許可の取消し			
3	第十一条第三項の規定による第一種製造者の施設等の適合命令			
4	第十二条第三項の規定による第二種製造者の施設等の適合命令			
5	第十四条第一項の規定による製造施設等の変更の許可			
6	第十五条第二項の規定による貯蔵の基準の適合命令			

7	第十六条第一項の規定による貯蔵所の許可								
8	第十八条第三項の規定による貯蔵所の基準の適合命令								
9	第十九条第一項の規定による貯蔵所の位置等の変更の許可								
10	第二十条第一項の規定による完成検査								
11	第二十条第一項ただし書の規定による指定完成検査機関の指定								
12	第二十条第三項の規定による基準に適合している旨の決定								
13	第二十条の五第二項の規定による周知させる義務等の改善勧告								
14	第二十条の五第三項の規定による公表								
15	第二十条の六第二項の規定による販売事業者等の基準の適合命令								
16	第二十四条の三第三項の規定による特定高圧ガス消費の基準の適合命令								
17	第二十六条第二項の規定による危害予防規程の変更命令								

18	第二十六条第四項の規定による第一種製造者及びその従事者に対する措置命令及び勧告								
19	第二十七条第二項の規定による保安教育計画の変更の命令								
20	第二十七条第五項の規定による第一種製造者、第二種製造者等に対する保安教育計画及び保安教育の実施の勧告								
21	第二十九条第四項の規定による製造保安責任者及び販売主任者免状の不交付								
22	第二十九条の二第一項の規定による免状交付事務の委託								
23	第三十条の規定による製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令								
24	第三十一条第二項の規定による製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施								
25	第三十一条の二第一項の規定による製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施に関する事務の一部及び全部の高圧ガス保安協会及び指定試験機関への委託								

<p>26 第三十四条の規定による保安統括者等及びその代理人、販売主任者並びに取扱主任者の解任命令</p>	<p>27 第三十五条第一項の規定による保安検査</p>	<p>28 第三十五条第一項第一号の規定による指定保安検査機関の指定</p>	<p>29 第三十八条第一項の規定による第一種製造者及び第一種貯蔵所の許可の取消し並びに製造及び貯蔵の停止命令</p>	<p>30 第三十八条第二項の規定による第二種製造者、第二種貯蔵所及び販売業者並びに特定高圧ガス消費者の製造、貯蔵、販売及び消費の停止命令</p>	<p>31 第三十九条第一号の規定による製造者、貯蔵所及び販売業者並びに特定高圧ガス消費者の施設の全部及び一部の使用の停止命令</p>	<p>32 第三十九条第二号の規定による製造者、貯蔵所、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス販売業者、液化石油ガス充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対する製造、引渡し、貯蔵、移動、消費及び廃棄の一時禁止並びに制限の措置</p>	<p>33 第三十九条第三号の規定による充</p>			
<p>てん容器の所有者及び占有者に対する廃棄及び所在場所の変更の命令</p>	<p>34 第四十一条第二項の規定による容器製造業者に対する技術上の基準の適合命令</p>	<p>35 第四十四条第一項の規定による容器検査</p>	<p>36 第四十五条第一項の規定による容器の刻印</p>	<p>37 第四十五条第二項の規定による容器の標章の掲示</p>	<p>38 第四十八条第五項の規定による特別充てんの許可</p>	<p>39 第四十九条第一項の規定による容器再検査及び容器検査所の登録</p>	<p>40 第四十九条第三項の規定による再検査容器の刻印</p>	<p>41 第四十九条第四項の規定による再検査容器の標章の掲示</p>	<p>42 第四十九条の二第二項の規定による附属品検査</p>	<p>43 第四十九条の三第一項の規定による附属品の刻印</p>

44 第四十九条の四第一項の規定による附属品の再検査	45 第四十九条の四第三項の規定による再検査に合格した時の附属品の刻印	46 第四十九条の三十の規定による災害拡大防止のための措置命令	47 第四十九条の三十五の規定による災害拡大防止のための措置命令	48 第五十条第三項の規定による容器検査所の登録の更新	49 第五十条第四項の規定による再検査できる容器及び附属品の種類の制限	50 第五十二条第四項の規定による容器検査所の検査主任者の解任の命令	51 第五十三条の規定による容器検査所の登録の取消し及び検査の停止の命令	52 第五十四条第二項の規定による容器へ充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更による刻印等及び以前の刻印等の抹消	53 第五十六条第一項の規定による不 合格容器のくず化処分 の命令
54 第五十八条の十四第三項の規定による指定試験機関への試験事務の適正化の指示	55 第五十八条の十六第一項の規定による指定試験機関が試験実施困難の場合の試験の全部及び一部の実施	56 第五十八条の二十三第一項（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定完成検査機関の業務規程の認可及び変更の認可	57 第五十八条の二十三第三項（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定完成検査機関の業務規程の変更命令	58 第五十八条の二十七（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による第五十八条の二十二号に規定する者の解任命令	59 第五十八条の二十九（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定完成検査機関に対する適合命令	60 第五十八条の三十（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合			

<p>65 第六十二条第一項の規定による製造者、貯蔵所、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売業者、容器を製造する者及び容器検査所に対する立入検査</p>	<p>64 第六十一条第四項の規定による報告の徴収</p>	<p>63 第六十一条第二項の規定による指定完成検査機関及び指定保安検査機関に対する業務及び経理に関する報告の徴収</p>	<p>62 第六十一条第一項の規定による製造者、貯蔵所、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下この款において「液化石油ガス法」という。）第六条の液化石油ガス販売業者、容器製造業者、容器検査所及び機器製造業者に対する業務に関する報告の徴収</p>	<p>61 第五十九条の三十の二第二項の規定による高圧ガス保安協会へ委託した試験事務の適正化の指示</p>	<p>合を含む。）の規定による指定完成検査機関の指定の取消し並びに業務の全部及び一部の停止命令</p>
---	-------------------------------	---	--	---	---

<p>四 武器等製造法 昭和二十八年法律第四百四十五号）の施行に関する事務</p>	<p>69 第六十二条第二項の規定による指定試験機関に対する立入検査</p>	<p>68 第六十三条第二項の規定による事故の報告の提出命令</p>	<p>67 第六十二条第四項の規定による指定試験機関に対する立入検査</p>	<p>66 第六十二条第一項の規定による指定完成検査機関及び指定保安検査機関に対する立入検査</p>	<p>70 第七十四条第二項の規定による警察官からの危険時の届出及び事故の届出を受理した旨の通報</p>	<p>71 第七十四条第三項の規定による消防吏員及び消防団員からの危険時の届出を受理した旨の通報</p>	<p>72 第七十四条の二第一項第一号、第二号、第五号及び第五号の二並びに第二項の規定による公示</p>	<p>1 第十七条第一項の規定による猟銃等の製造の許可</p>	<p>2 第十八条の規定による試験的製造の場合の許可</p>	<p>3 第十九条第一項の規定による猟銃等の販売の許可</p>
---	--	------------------------------------	--	--	--	--	--	---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

五 ガス事業法（昭和二十九										
年法律第五十一号）の施行に関する事務										
4	3	2	1	10	9	8	7	6	5	4
第四十七条の二第一項の規定による	第四十七条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者に対する立入検査	第四十六条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者の報告の徴収	第四十五条第二項の規定による損失補償の裁定	第二十五条第一項の規定による立入検査（武器製造事業者を除く。）	第二十四条の規定による報告の徴収	第二十条において準用する第十五条の規定による許可の取消し	第二十条において準用する第十二条第一項の規定による工場等の移転の許可	第二十条において準用する第九条第三項の規定による適合命令	第二十条において準用する第八条第一項の規定による種類変更の許可	第二十条において準用する第六条の規定による許可の取消し
六 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の施行に関する事務										
七 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百二十九号）の施行に関する事務										
7	6	5	4	3	2	1	六 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の施行に関する事務			七 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百二十九号）の施行に関する事務
第九条第一項の規定による報告の徴収	第六条第五項の規定による大臣への意見の具申	第四条第六項の規定による免状の返納命令	第四条第五項の規定による免状の不交付	第四条第四項第三号の規定による認定	第四条第三項第二号の規定による認定	第四条第二項の規定による免状の交付	第三十四条の規定による危険物取扱者免状の書換え			第三十五条第一項の規定による危険物取扱者免状の再交付

八 電気工事 士法施行令（昭和三十 五年政令第 二百六十 号）の施 行に關す る事務	1 第四条第一項の規定による免状の 再交付	九 消防法 施行令（ 昭和三十 六年政令 第三十七 号）の施 行に關す る事務	1 第三十六条の五の規定による消防 設備士免状の書換え	十 電気事 業法（昭 和三十九 年法律第 百七十号 ）の施行 に關する 事務	補償の裁定 第六十三条第一項の規定による損失	十一 高圧 ガス保安 法に基づ く高圧ガ ス製造保 安	第二十条の規定による製造保安責任者 及び販売主任者免状の交付及び再交付
	2 第五条の規定による免状の書換え		2 第三十六条の六第一項の規定によ る消防設備士免状の再交付				

安責任者 試験等に 關する規 則（昭和 四十一年 通商産業 省令第五 十四号） の施行に 關する事 務	十二 液化 石油ガス の保安の 確保及び 取引の適 正化に關 する法律 の施行に 關する事 務	1 第三条の二第一項の規定による登 録	2 第三条の二第三項の規定による販 売事業者登録簿の閲覧	3 第四条第一項の規定による登録の 拒否	4 第十三条第二項の規定による規格 に適合しない液化石油ガスの販売の 禁止命令	5 第十四条第二項の規定による書面 の交付及び再交付の命令	6 第十六条第三項の規定による基準 適合命令	7 第十六条の二第一項の規定による 基準適合命令

8	第二十二条の規定による業務主任者等の解任命令			
9	第二十五条の規定による販売事業者の登録の取消し			
10	第二十六条の規定による販売事業者の登録の取消し及び事業の停止命令			
11	第二十六条の二の規定による販売事業者の登録の消除			
12	第二十九条第一項の規定による保安機関の認定			
13	第三十二条第一項の規定による保安機関の認定の更新			
14	第三十三条第一項の規定による一般消費者等の数の増加の認可			
15	第三十四条第三項の規定による保安業務改善命令			
16	第三十五条第一項前段の規定による保安業務規程の認可			
17	第三十五条第一項後段の規定による保安業務規程の変更の認可			
18	第三十五条第三項の規定による保安業務規程の変更命令			

19	第三十五条の二の規定による基準適合命令			
20	第三十五条の三の規定による保安機関の認定の取消し			
21	第三十五条の五の規定による基準適合命令			
22	第三十五条の六第一項の規定による販売事業者の認定			
23	第三十五条の十第一項の規定による認定販売事業者の認定の取消し			
24	第三十五条の十第二項の規定による認定販売事業者への報告の催告			
25	第三十五条の十第二項の規定による認定販売事業者の認定の取消し			
26	第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の許可			
27	第三十七条の二第一項(第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。)(の規定による貯蔵施設等の変更の許可			
28	第三十七条の三第一項本文(第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。)(の規定による貯蔵施設等の完成検査			

29	第三十七条の四第一項の規定による充てん設備の許可							
30	第三十七条の五第二項の規定による基準適合命令							
31	第三十七条の六第一項本文の規定による充てん設備の保安検査							
32	第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設等及び充てん設備の許可の取消し及び使用停止命令							
33	第三十八条の四第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付							
34	第三十八条の四第二項第三号の規定による液化石油ガス設備士の認定							
35	第三十八条の四第三項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付の拒否							
36	第三十八条の四第四項の規定による液化石油ガス設備士免状の返納命令							
37	第三十八条の四の二第一項の規定による液化石油ガス設備士免状交付事務の委託							
38	第三十八条の五第二項の規定による液化石油ガス設備士試験の実施							

39	第三十八条の六第一項の規定による液化石油ガス設備士試験事務の委託							
40	第三十八条の十八第二項の規定による指定試験機関の試験事務規程に係る意見の申述							
41	第三十八条の十九第三項の規定による指定試験機関の試験事務の休止及び廃止許可に係る意見の申述							
42	第三十八条の二十第二項の規定による指定試験機関の事業計画等に係る意見の申述							
43	第三十八条の二十五第三項の規定による指定試験機関への適正事務実施の指示							
44	第三十八条の二十七第一項の規定による液化石油ガス設備士試験の実施							
45	第八十二条第一項の規定による報告の徴収							
46	第八十二条第二項の規定による報告の徴収							
47	第八十二条第五項の規定による報告の徴収							
48	第八十三条第一項から第四項まで							

及び第七項の規定による立入検査等	49 第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の提出命令	50 第八十三条の二第二項の規定による損失の補償	51 第八十七条第一項の規定による関係行政機関への通報	52 第八十八条第二項の規定による公示	1 第三条第一項の規定による登録	2 第三条第三項の規定による更新の登録	3 第十二条の規定による登録証の再交付	4 第十四条の規定による登録の消除	5 第十六条の規定による登録電気工事業者登録簿の閲覧	6 第十七条の三の規定による事業開始の延期等の勧告	7 第二十七条第一項の規定による危険等防止命令	8 第二十七条第二項の規定による危険

危険等防止命令	9 第二十八条第一項の規定による登録電気事業者に対する登録の取消し及び停止命令	10 第二十八条第二項の規定による通知電気事業者に対する停止命令	11 第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	12 第三十三条の規定による苦情の処理	1 第九十七条第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の再交付	2 第九十八条第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の書換え	十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 施行規則 (平成九年通商産業省令第十一号)	別表第二の二の表を別表第二の三の表とする。 別表第二の一の表中「企画県民部」を「県民生活部」に改め、同表中企画課の部及び情報政策課の部を削る。

別表第二の一の表消費生活安全課の部三の款一の項及び二の項を次のように改める。

1	第七条第一項の規定による事業者に対する措置命令		
2	第七条第二項の規定による事業者に対する資料の提出の要求		

別表第二の一の表消費生活安全課の部三の款三の項中、「第九条第一項」を、「第二十九条第一項」に改め、同部六の款38の項を同款44の項とし、同款37の項中、「第六十六条第三項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同款43の項とし、同款36の項中、「第六十六条第二項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同款41の項とし、同款中34の項を40の項とし、33の項を39の項とし、32の項を38の項とし、同款31の項中「第五十七条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同款37の項とし、同款30の項を同款35の項とし、同項の次に次のように加える。

36	第五十七条第二項の規定による業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の停止命令		
----	--	--	--

別表第二の一の表消費生活安全課の部六の款29の項を同款33の項とし、同項の次に次のように加える。

34	第五十六条第二項の規定による業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する必要な措置の指示		
----	---	--	--

別表第二の一の表消費生活安全課の部六の款中28の項を32の項とし、22の項から27の項までを四項ずつ繰り下げ、同款21の項中、「第三十九条第五項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同款25の項とし、同款20の項を同款23の項とし、同項の次に次のように加える。

24	第三十九条第四項の規定による連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の停止命令		
----	--	--	--

別表第二の一の表消費生活安全課の部六の款中19の項を22の項とし、18の項を21の項とし、17の項を19の項とし、同項の次に次のように加える。

20	第三十八条第四項の規定による連鎖販売取引に係る連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する必要な措置の指示		
----	---	--	--

別表第二の一の表消費生活安全課の部六の款中16の項を18の項とし、9の項から15の項までを二項ずつ繰り下げ、同款8の項中、「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同款10の項とし、同款7の項を同款8の項とし、同項の次に次のように加える。

9	第十五条第二項の規定による通信販売電子メール広告に関する業務の停止命令		
---	-------------------------------------	--	--

別表第二の一の表消費生活安全課の部六の款6の項の次に次のように加える。

7	第十四条第二項の規定による通信販売に係る通信販売電子メール広告受託事業者に対する必要な措置の指示		
---	--	--	--

別表第二の一の表消費生活安全課の部八の款8の項中、「第十九条第二項」を、「第十九条」に、「消費生活相談員」を、「消費生活協力員」に改める。

別表第二の一の表に次のように加え、同表を別表第二の二の表とする。

世界遺産 富士山課	山梨県立富士センター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第四十号)の施行に関する	1 第七条第二項の規定による休館日の変更の承認		
		2 第八条第二項の規定による開館時間の変更の承認		
		3 第十条の規定による展示の委託の承認		

私学・科学振興課		事務	
一 公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）の施行に関する事務	二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に関する事務	三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の施行に関する事務	
1 第四条第一項の規定による事務処理に係る検査	4 第四条第一項の規定による学則の変更の認可	1 第六条の規定による報告書の徴収	4 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取
2 第五条第一項の規定による信託の変更の命令	3 第六条の規定による信託の変更の許可	2 第八条第一項の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	5 第三十一条第二項（第五十条第三項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取
3 第六条の規定による信託の変更の許可	1 第十七条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	3 第十七条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	6 第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任
4 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	2 第二十七条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	4 第二十七条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	7 第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任
	3 第三十条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	3 第三十条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	8 第四十五条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による寄附行為変更の認可
	4 第三十一条第二項（第五十条第三項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	4 第三十一条第二項（第五十条第三項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	9 第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可
	5 第三十二条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	5 第三十二条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	10 第六十条第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取
	6 第三十三条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	6 第三十三条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	11 第六十条第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取
	7 第三十四条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	7 第三十四条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	12 第六十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取
	8 第三十五条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	8 第三十五条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	
	9 第三十六条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	9 第三十六条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	
	10 第三十七条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	10 第三十七条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	
	11 第三十八条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	11 第三十八条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	
	12 第三十九条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	12 第三十九条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	

<p>五 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の施行に</p> <p>2 第十四条第三項の規定による監査報告書の添付に係る許可</p> <p>1 第十二条第一号の規定による報告の徴収並びに質問及び検査</p> <p>4 第四十六条第一項の規定による解散の認証</p> <p>3 第三十九条第一項の規定による合併の認証</p> <p>2 第二十八条第一項の規定による規則の変更の認証</p> <p>1 第十四条第一項の規定による宗教法人の設立に係る規則の認証</p>													<p>四 宗教法 人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の施行に関する事務</p>		<p>13 第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査</p>		<p>14 第六十四条第五項において準用する第五十条第二項の規定による解散の認可及び認定</p>		<p>15 第六十四条第六項の規定による学校法人及び準学校法人の組織変更の認可</p>		<p>会 の 意 見 の 聴 取</p>	
<p>六 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行に関する事務（県立大学に関するものに限る。）</p> <p>1 第二十二条第一項の規定による業務方法書の認可及び変更の認可</p> <p>2 第二十六条第一項の規定による中期計画の認可及び変更の認可</p> <p>3 第二十六条第四項の規定による中期計画の変更命令</p> <p>4 第三十四条第一項の規定による財務諸表の承認</p> <p>5 第四十条第三項の規定による残余額の充当の承認</p> <p>6 第四十条第四項の規定による積立金の処理の承認</p> <p>7 第四十一条第一項の規定による限度額を超える短期借入金の認可</p> <p>8 第四十一条第二項の規定による短期借入金の借換えの認可</p> <p>9 第五十五条の規定による役員等の承認</p> <p>10 第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>11 第二百二十二条第一項の規定による</p>													<p>関 する 事 務</p>									

七 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行に関する事務									
措置命令									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	
第八条（第十一条第四項及び第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関、山梨県警察本部長及び国税庁長官等の意見の聴取	第十条（第十一条第四項及び第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示	第十一条第一項の規定による公益目的事業の種類又は内容等の変更の認定	第十三条第二項の規定による公示	第二十四条第二項の規定による公示	第二十五条第二項の規定による公益法人の合併による地位の承継の認可	第二十六条第四項の規定による公示	第二十八条第一項の規定による公益法人に対する必要な措置の勧告	第二十八条第二項の規定による公益法人に対する必要な措置の勧告の内容の公表	

八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人法									
命令									
10	11	12	13	14	15	八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人法			
第二十八条第三項の規定による公益法人に対する勧告に係る措置の命令	第二十八条第四項の規定による公示	第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関、山梨県警察本部長及び国税庁長官等の意見の聴取	第二十九条第四項の規定による公示	第五十一条において準用する第四十三条（第二項を除く。）の規定による山梨県公益認定等審議会への諮問	第五十二条において準用する第四十四条第一項の規定による諮問に対する答申の公表				

<p>人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に関する事務</p>	<p>九 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年山梨県規則第一号）の施行に関する事務（県立大学に関するものに限る。）</p>
<p>4 第三百三十八条第二項において準用する第三百三十三条第三項（第三号を除く。）及び第四項の規定による山梨県公益認定等審議会への諮問</p> <p>5 第三百三十九条において準用する公益法人認定法第四十四条第一項の規定による諮問に対する答申の公表</p>	<p>第十条第一項の規定による償却資産の指定</p>

別表第二の一の表として次の一表を加える。
一 総合政策部

組織名	事務の種類	事項	専決区分	備考
地域創生・人口対策課	一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）の施行に関する事務	<p>1 第二十二條第一項の規定による不動産鑑定業者の登録</p> <p>2 第二十二條第三項の規定による不動産鑑定業者の更新登録</p> <p>3 第二十六條第一項の規定による不動産鑑定業者の登録換えの登録</p> <p>4 第二十七條第一項の規定による不動産鑑定業者の変更の登録</p> <p>5 第三十條の規定による不動産鑑定業者の登録の消除（同條第二号及び第六号に該当する場合に限る。）</p> <p>6 第三十條の規定による不動産鑑定業者の登録の消除（同條第一号、第二号、第四号及び第五号に該当する場合に限る。）</p>	<p>本庁 出先機関</p> <p>部長 課長 所長</p>	

二 国土利用計画法 (昭和四十九年法律第九十二号)の施行に関する事務								
7	第四十一条の規定による不動産鑑定業者に対する監督処分							
8	第四十五条第一項の規定による不動産鑑定業者に対する報告の徴収及び立入検査							
9	第四十六条の規定による不動産鑑定業者に関し必要な助言及び勧告							
1	第十二条第一項の規定による規制区域の指定							
2	第十二条第三項(第二十七条の三第三項から第五項まで及び第二十七条の六第三項から第五項まで)において準用する場合を含む。)の規定による公告							
3	第十二条第六項の規定による土地利用審査会への諮問							
4	第十二条第八項の規定による公告							
5	第十二条第十項(第二十七条の三第三項及び第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査							
6	第十二条第十一項(第二十七条の三第三項及び第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定による区域指定の延長							
7	第十二条第十二項(同条第十五項、第二十七条の三第三項、第四項及び第五項並びに第二十七条の六第三項、第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び区域指定の解除							
8	第十二条第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による土地利用審査会への諮問							
9	第十四条第一項の規定による許可							
10	第十六条第二項の規定による土地利用審査会への諮問							
11	第十八条の規定による協議							
12	第十九条第二項の規定による買取り							
13	第二十四条第一項の規定による土地利用審査会への諮問及び勧告							
14	第二十四条第三項の規定による審査期間の延長							
15	第二十五条(第二十七条の五第四項、第二十七条の八第二項及び第三十一条第二項)において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収							
16	第二十六条(第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項)において							

24	第二十七条の八第一項の規定による土地利用審査会への諮問及び勧告								
23	第二十七条の六第二項（同条第四項及び第五項並びに第二十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用審査会への諮問及び市町村長の意見の聴取								
22	第二十七条の六第一項の規定による監視区域の指定								
21	第二十七条の五第一項の規定による土地利用審査会への諮問及び勧告								
20	第二十七条の三第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用審査会への諮問及び市町村長の意見の聴取								
19	第二十七条の三第一項の規定による注視区域の指定								
18	第二十七条の二の規定による助言								
17	第二十七条（第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定によるあつせん								

25	第二十七条の九の規定による報告の徴収								
26	第二十八条第一項の規定による遊休土地の認定								
27	第三十条の規定による助言								
28	第三十一条第一項の規定による土地利用審査会への諮問及び勧告								
29	第三十二条第一項の規定による買収協議を行う者の決定								
30	第四十一条第一項の規定による立入検査及び質問								
31	第四十二条第一項の規定による土地調査員の設置								
32	第四十三条の規定による官公署への請求								
1	第四条（第九条において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言								
2	第五条（第九条において準用する場合を含む。）の規定による措置の請求								
3	第十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査								

	<p>措置法（平成二十五年法律第四十一号）の施行に関する事務（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百六十九号）第三号）第三号第一項第三号に掲げるものに限り。</p>
<p>4 第十五条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番